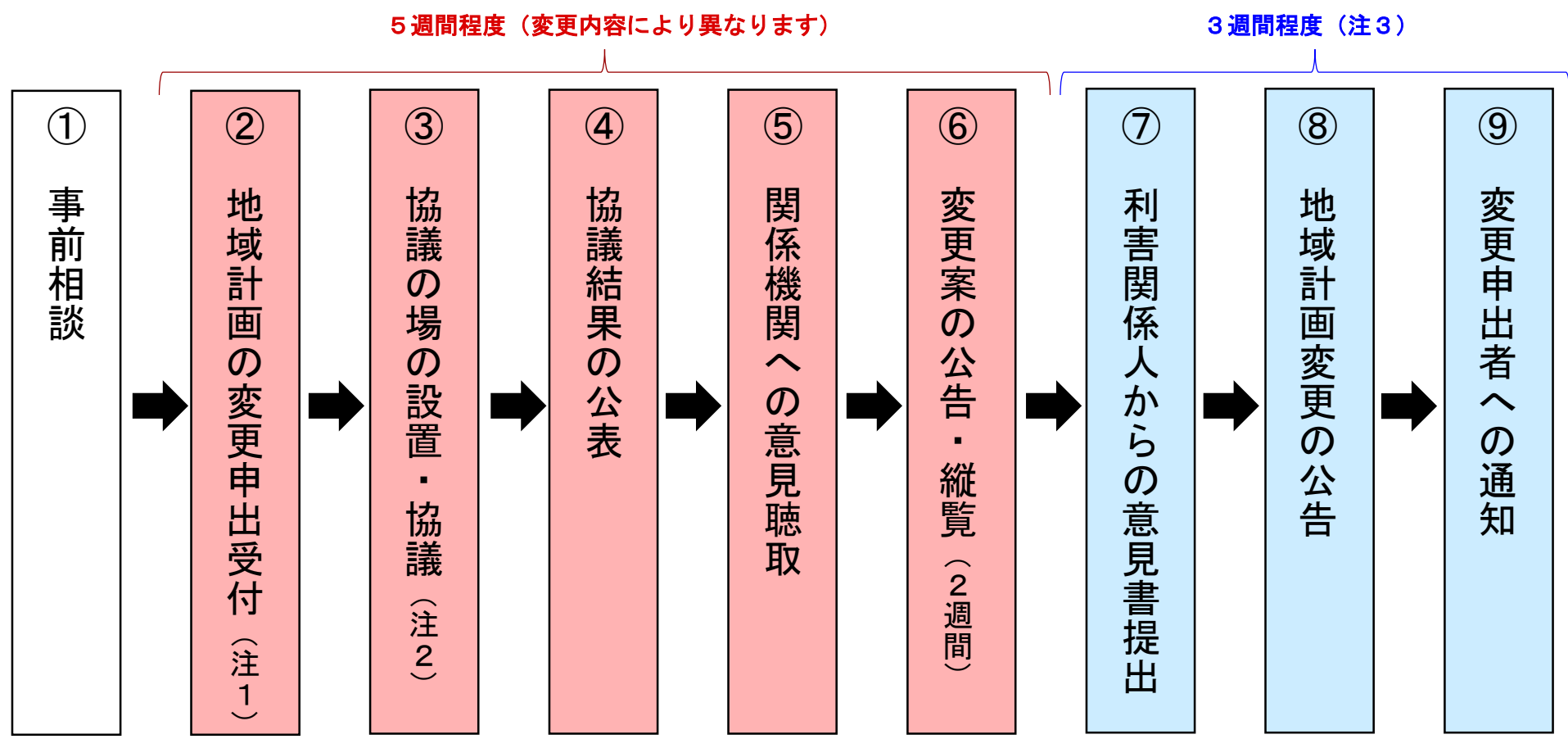


地域計画の変更手続きの流れ及び所要期間の目安

【変更手続きについて】

地域計画の区域内の農地であって、農業を担う者の変更や農地転用などといった農地の利用方法を変更する場合に、下記の変更手続きを行います。



注1 「地域計画変更申出書」の提出期限は、毎月末日（末日が土日祝日の場合は、前日）とします。

注2 変更の内容に応じて、町webサイト及び関係者への書面開催、又は対面で開催します。なお、協議の結果によっては地域計画の変更が困難な場合があります。

注3 変更案の縦覧期間は2週間です。その間に利害関係人からの意見書が提出された場合は、計画変更内容の調整等のため、計画変更の公告までに更に処理期間を要する場合があります。